

2025年3月28日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

2024年12月期有価証券報告書に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ

当社は、2024年12月期（第39期）の連結財務諸表および個別財務諸表において、限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書を2025年3月27日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称 監査法人アリア

2. 監査報告書の内容

受領した第39期（2024年12月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

限定付適正意見の根拠

（追加情報）（連結子会社であったピクセルエステート株式会社での不適切な取引の訂正）に記載のとおり、会社は、外部機関からの指摘を受け、子会社であったピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施した。当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金が存在していたことなどを認定し、会社は、当該調査結果に従い過年度決算の訂正を行った。当連結会計年度末では、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金は255百万円となっており、全額貸倒引当金を計上している。当監査法人は、過年度決算の訂正監査において、追加の監査手続を実施したが、仮払金に関しては、取引先の預金口座から現金引き出しされ行方が分からなくなっているものも含み、資金の行方や用途を検証することには限界があり、仮払金の資産性や関連当事者との関係性等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。このため、上記の仮払金255百万円の金額について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この状況は、現時点も、解消していない。

さらに、（重要な会計上の見積り）（1. データセンター事業に係る建設仮勘定）に記載のとおり、当連結会計年度に子会社ピクセルハイ合同会社において支出したデータセンター事業に係る建設仮勘定680百万円につ

いて、現時点では、データセンターの完成までに要する多額な建設資金（約 28 億円）の調達が目途が立っていないことや予定している補助金の受給見込も不透明であり、当該建設仮勘定の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。このため、上記の建設仮勘定 680 百万円について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの監査範囲の制約の影響については、金額的重要性はあるが上記の仮払金、建設仮勘定等の特定の勘定に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

3. 監査報告書の受領日

2025 年 3 月 27 日

4. 今後の対応

当社は、限定付適正意見に至った事由を重く受け止め、早期に限定付き解除に向けた取り組みを行うとともに、2025 年 12 月期（第 40 期）の年度監査に協力してまいります。株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上